

## 高田高等学校校友会会則

平成元年10月20日 改正  
平成4年7月11日一部改正  
平成9年7月12日一部改正  
平成14年7月13日一部改正  
平成17年7月9日一部改正  
平成26年7月12日一部改正  
平成29年7月8日一部改正  
令和4年7月9日一部改正  
令和7年7月5日一部改正

第1条 本会は高田高等学校校友会という。

第2条 本会の事務所を高田高等学校内に置く。  
上越市南城町3丁目5-5

第3条 本会は会員の親睦を図り母校の発展を期すること及び校友会の発展に関する一切の件に取り組むことを目的とする。

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1、正会員 高田高等学校(旧高田中学校)を卒業した者、在籍した者。
- 2、特別会員 高田高等学校の現職員及び旧職員。
- 3、法人会員 正会員が所属する法人(企業・組織・団体等)。

第5条 本会に次の役員を置く。会長1名 副会長4名 幹事長1名 副幹事長1名  
幹事及び校内幹事若干名 監事3名

- 2 本会に名誉会長を置くことができる。
- 3 会長は、総会において会員中より選出する。
- 4 副会長及び幹事長、副幹事長、幹事、校内幹事、監事は、会長が会員中より選出し任命する。但し、副会長のうち1名は母校の校長を推薦する。
- 5 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 会長は、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 7 幹事長及び副幹事長、幹事は、会長の命により会務を処理する。幹事長は、幹事全体を統括する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはこれに代わる。
- 8 監事は、会計を監査する。

第6条 本会に評議員を置く。評議員の選出は各年次の会員の推薦により、各学年1名、ないし2名選出することができる。役員会で承認される。

- 2 評議員は、役員・評議員会に参与する。

第7条 本会に学年幹事を置く。学年幹事の選出は各年次の推薦による。

- 2 学年幹事は、年次会員の連絡、総会開催・名簿作成等への協力にあたる。

第8条 本会は、議決機関として総会及び役員・評議員会、役員会を置く。

- 2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を行う。

1、役員選出 2、議案審議 3、報告その他

3 役員・評議員会は、毎年総会前に開催し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び本会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。

4 役員会は、毎年2月及び6月に開催し、役員・評議員会に付託すべき事項及び役員・評議員会の議決の執行に関する事項及び本会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。

5 会長は、必要があるときには役員会を臨時に召集することができる。

第9条 本会に特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は、会長が会員中より選出し、諮問された任務の完了により解任される。

第10条 本会は、必要に応じて校友会報を発刊する。

第11条 正会員は、入会のとき会費として9,000円を納付することとする。

2 正会員のうち、卒業後5年目以降の会員(同時在籍者を含む)は、年会費として3,000円以上納付することとする。

3 法人会員は、年会費として10,000円以上を納付することとする。

4 卒業後4年目までの会員は、年会費として1,000円以上納付することとする。

第12条 本会の設立年月日は、大正11年4月30日とする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14条 本会は、支部を置くことができる。

第15条 本会則の変更には、総会出席人数の3分の2以上の同意を必要とする。